

令和4年度一般会計予算等を審査 一般会計予算を可決

1 予算関係議案の提案

2月10日開催の本会議において、市長から令和4年度の市政運営に対する所信と施策概要の説明が行われ、一般会計予算、6特別会計予算など、令和4年度予算関係議案14件の提案がされました。

(予算総額)

一般会計および6特別会計の合計/119億5924万3千円(前年度比4.5%の増)

(各予算規模)

一般会計/過去最大の671億6000万円(前年度比9.5%の増)
特別会計/大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業および下水道事業(公営企業会計)の6特別会計合計で、519億9924万3千円(前年度比1.3%の減)

2 予算特別委員会の設置

2月21日に開催された本会議で、各会派からの代表質問を終えた後、特別委員会設置



一般会計予算等審査特別委員会委員(議席順)

委員長	久坂くにえ(鎌倉のヴィジョンを考える会)
副委員長	志田 一宏(自由民主党鎌倉市議会議員団)
委員	後藤 吾郎(鎌倉のヴィジョンを考える会)
	児玉 文彦(公明党鎌倉市議会議員団)
	藤本あさこ(鎌倉アップデートチャレンジ)
	保坂 令子(神奈川ネットワーク運動・鎌倉)
	竹田ゆかり(鎌倉かわせみクラブ)
	高野 洋一(日本共産党鎌倉市議会議員団)
前川 綾子(夢みらい鎌倉)	

3 予算特別委員会での審査

予算特別委員会では、3月7日から11日にかけて、付託された予算関係議案について、担当原局に対し質疑を行いました。また、3月14日は、施策の一部について市長および教育長に対し質疑を行い、鎌倉市労働需要調査や生涯学習センター管理運営についての見解をいただきました。

4 修正案の提出

理事者質疑の後、一部委員から、一般会計予算の原案に対する修正案が提出されました。

5 教育費

生涯学習センター管理運営事業について、利用時間区分の変更は活動の継続に支障を来すとの声が要望書等を通じて数多く出されていることから、生涯学習施設予約システム改修委託料など581万7千円を減額。

6 審査結果の報告

3月18日の本会議において、予算特別委員長から審査結果等が報告され、次の意見が付けられました。

7 防災力および防犯力の強化ならびに広報・広聴事業について

災害ボランティアセンター設置のためのマニュアルについて、一刻も早い完成を求めるほか、災害の危険が予測される場所には居住しないなどの施策誘導についても中・長期的に検討することを求める。

8 交通安全不便地域における対策

本市の一部地域で既に実証実験を行っている新たな交通システムの導入についてさまざまな制度を組み合わせるなど、本市になじむ制度の実現に向けた取組を求める。

9 予備費

581万7千円増額。

10 交通不便地域における対策

令和4年度一般会計予算など14議案の採決を行いました。その結果、一般会計予算は、修正案について否決、原案について可決、大船駅東口市街地再開発事業など6特別会計予算および7件の条例議案は、それぞれ原案のとおり可決しました。

11 審査結果の報告

3月18日の本会議において、予算特別委員長から審査結果等が報告され、次の意見が付けられました。

12 防災力および防犯力の強化ならびに広報・広聴事業について

災害ボランティアセンター設置のためのマニュアルについて、一刻も早い完成を求めるほか、災害の危険が予測される場所には居住しないなどの施策誘導についても中・長期的に検討することを求める。

13 交通安全不便地域における対策

本市の一部地域で既に実証実験を行っている新たな交通システムの導入についてさまざまな制度を組み合わせるなど、本市になじむ制度の実現に向けた取組を求める。

14 予備費

581万7千円増額。

15 交通不便地域における対策

令和4年度一般会計予算など14議案の採決を行いました。その結果、一般会計予算は、修正案について否決、原案について可決、大船駅東口市街地再開発事業など6特別会計予算および7件の条例議案は、それぞれ原案のとおり可決しました。

請願・陳情の議決結果

2月定例会では1件の請願、10件の陳情が提出されました。そのうち、陳情2件を全議員に配付し、請願1件、陳情8件を各常任委員会に付託し、令和3年12月定例会で継続審査としていた陳情2件と合わせて、審査を行いました。その後、本会議において陳情3件を採択し、陳情1件を不採択としました。また、請願1件、陳情6件を継続審査としました。結論が出た陳情の要旨および結果は次のとおりです。

【採択した陳情】

◇山ノ内交番の存続を求める意見書の提出についての陳情

陳情の要旨 神奈川県警察大船警察署から、山ノ内交番を統合(廃止)するという連絡があったことから、山ノ内交番の存続を切望する住民の声を受け止め、山ノ内交番の存続を神奈川県関係機関に働き掛ける意見書の提出を求めるものです。

◇JR北鎌倉駅前の山ノ内交番の存続を求める意見書提出についての陳情

陳情の要旨 JR北鎌倉駅前の山ノ内交番が存続されるよう、関係機関への意見書の提出を求めるものです。

◇山ノ内交番の統合(廃止)計画見直しについての陳情

陳情の要旨 神奈川県警察交番等整備基本計画により、山ノ内交番を統合(廃止)することに対し、神奈川県警察が計画の見直しを行うよう働き掛けることを求めるものです。

以上3件は、市民環境常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】

◇東海道線の村岡新駅(仮称)の市分担金に関し深沢地区の区画整理事業の保留地処分金を充当するとの鎌倉市の方針に関して法に照らし適正か否かの検証を求める陳情

可決した意見書・決議

2月定例会では、次の意見書提出および決議に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

山ノ内交番の統合(廃止)の計画見直しを求めることに関する意見書

令和3年(2021年)10月に、大船警察署から地域住民に対し、JR北鎌倉駅前に所在する山ノ内交番を令和5年(2023年)3月に廃止し、最寄りの台交番に統合する旨が伝えられた。山ノ内交番は、閑静な住宅街のほか、商店、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校などに近接しており、近隣住民はもちろんのこと、通園する園児、通学する子供・学生、その保護者などにとって、安全・安心の要となっている。

またJR北鎌倉駅は、周辺に立地する寺社などを目的とした観光客が多く来訪する、観光都市・鎌倉の玄関口ともいうべき場所であり、昼間人口の多さから、山ノ内交番は道案内や拾得物の預け先としての役割はもとより、トラブルの際の駆け込み先としての役割が非常に大きいといえる。

統合先とされている台交番と山ノ内交番とは約2キロメートルもの距離があり、山ノ内交番が廃止された場合には、周辺地域に対して山ノ内交番が果たしていた犯罪抑止の効果が失われることが危惧される。有事の際の駆け込み先を失った近隣住民や、近隣の学校等に通う子供や保護者の不安は想像に難くない。

令和3年(2021年)12月以降行われている地域住民を対象とした説明会においても、山ノ内交番の統合(廃止)に反対する声や不安の声が多く上がっている。

地域の安全対策に、市、住民、警察との連携がより一層求められている昨今、高齢化率の高い本市における交番の果たす役割は非常に重要であるといえる。

よって、神奈川県及び神奈川県警察においては、神奈川県警察交番等整備基本計画における山ノ内交番の統合(廃止)を見直し、地域住民の声を聴きながら、存続を望む地域住民の安全・安心に資するよう、最大限の方策を検討し、その実現に努めることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022年)3月4日

鎌倉市議会

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議することに関する意見書

去る2月24日、国際社会の警告を無視し、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。これは国際秩序を根柢から破壊する暴挙であり、断じて許されるものではない。また、明らかに国際法・国連憲章違反であり、大国が身勝手な論理で一方的に他国を力でねじ伏せることがまかり通れば、国際法が意味をなさないものになってしまう。

さらに、プーチン大統領は核兵器の使用もほのめかして欧米を牽制しているが、これは国際社会・人類に対する恫喝であり、言語道断。絶対に許されるものではない。

よって、「平和都市宣言」を掲げる鎌倉市の議会として、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や主権侵害に対し、断固抗議の意を表するとともに、ロシア軍を完全かつ無条件で即時に撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求めるものである。

日本政府におかれては、ウクライナに在する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、今後も関係各国及び国際社会との緊密な連携の下、ロシアに対する経済制裁及びウクライナへの経済支援など、厳格かつ適切な対応を講じつつ、外交交渉により、ロシア政府に対して、核兵器不使用、即時停戦、ウクライナからのロシア軍の即時撤退を呼びかけるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022年)3月4日

鎌倉市議会

令和4年度鎌倉市一般会計予算の執行に関する附帯決議

令和4年度鎌倉市一般会計予算において生涯学習センター管理運営に係る事業費2億1786万9000円が計上されている。生涯学習センターの管理運営は、鎌倉市生涯学習センター条例に基づいて行われるが、同条例は令和3年12月定例会において改正され、その施行日は本年10月1日とされている。しかるに、改正内容のうち特に利用区分の変更については、利用者及び利用団体から、従前に比べ使いづらくなる、利用実態に合わないという批判の声が上がり続けて今日に至っている。

もとより生涯学習センターの管理運営の見直しは市民サービスの向上を目指して行われたものであるところ、サービスの低下であると受け止める利用者及び利用団体が相当数に及ぶことは看過できない。一方で、利用区分に係るニーズが活動形態に応じて多様であることも、この間明らかになってきたところである。

よって、市教育委員会におかれては、本年10月1日から半年を経た時点で利用者及び利用団体においては漏れなく、また、一定数の未利用の市民も対象に、利用実態・利用区分の使いやすさ・予約の取りやすさ等についてのアンケート調査を必ず行い、その結果から利用区分の再度の変更が必要であると判断された場合は、できる限り速やかに変更を行うことを求める。なお、アンケート調査の実施に際しては、準備期間を十分に取って実施を周知するとともに、丁寧に公正な分析を行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年(2022年)3月18日

鎌倉市議会